



# 鳥取県公報

令和2年11月20日(金)  
第9253号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（610）（とっとり弥生の王国推進課） . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（611）（福祉監査指導課） . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出（612）（企業支援課） . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出（613）（〃） . . . . . 3
	清算法人本高土地改良区の清算人の就任（614）（東部農林事務所） . . . . . 4
	公共測量の実施に係る作業種類等の変更（615）（県土総務課） . . . . . 4
	開発行為に関する工事の完了（616）（西部総合事務所生活環境局） . . . . . 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（原子力安全対策課） . . . . . 5
	随意契約の相手方の決定（鳥取県立厚生病院） . . . . . 5
◇ 正 誤	令和2年10月6日付鳥取県告示第543号中訂正 . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第610号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
一般財団法人歴史民俗博物館振興会
- 2 委託期間  
令和2年10月9日から同年12月6日まで

## 鳥取県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203-7	ユニバーサル介護センター倉吉	倉吉市八屋203-7	訪問介護	令和2年9月30日

## 鳥取県告示第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス西倉吉店 倉吉市秋喜字下山根170-1ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年7月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,484平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 67台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
  - ア 位置 9の書類に記載のとおり
  - イ 収容台数 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - ア 位置 9の書類に記載のとおり
  - イ 面積 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ア 位置 9の書類に記載のとおり
  - イ 容量 13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 2か所
    - イ 位置 9の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
終日
- 8 届出年月日  
令和2年11月4日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
令和2年11月20日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び倉吉市生活産業部商工観光課
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

### 鳥取県告示第613号

令和2年鳥取県告示第446号(大規模小売店舗の新設の届出について)により告示したマルイ薬師町店に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村  
鳥取市
- 2 意見の概要
  - (1) 駐車場から市道大森通りへの出入口が道路に対して直角かつ幅が狭いため、車両出入りのための誘導線を斜めに設置し、間口を広げるなど、駐車場出入口の改良を検討すること。
  - (2) 周辺に対する騒音対策として、駐車場内の最徐行及びアイドリング自粛を促す看板の設置を検討すること。
  - (3) 鳥取市景観条例に基づく景観法の届出と、鳥取市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可申請を適切

に行った上で、基準に適合した施設整備を行うこと。

- (4) 駐車場から市道大森通りへの出入口の駐車場側に、一旦停止の注意標識、路面標示及びハンプを設置し、歩道通行者の安全を確保すること。

3 縦覧に供する期間

令和2年11月20日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

---

### 鳥取県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算人本高土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和2年11月20日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

就任した清算人の氏名及び住所

松 本 靖 人	鳥取市本高81-3
河 原 洋 夫	鳥取市本高181
松 本 正 延	鳥取市本高166
山 下 重 行	鳥取市本高369-1
河 原 宏 昭	鳥取市本高350
坂 本 義 夫	鳥取市本高332
福 本 政 男	鳥取市本高364
山 本 紘一郎	鳥取市本高164
小 山 啓一郎	鳥取市本高143-1
奥 田 訓 久	鳥取市本高369

令和2年11月2日就任 任期 清算終了まで

---

### 鳥取県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき令和2年10月9日付鳥取県公報第9241号により告示した公共測量の実施（令和2年鳥取県告示第549号）について、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長から次のとおり作業種類及び作業地域を変更する旨の通知があったので告示する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類

変更後：公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）

変更前：公共測量（航空レーザ測量）

2 作業地域

変更後：西伯郡伯耆町（航空レーザ測量及び空中写真測量）

西伯郡大山町及び日野郡江府町（空中写真測量）

変更前：西伯郡南部町及び伯耆町

---

### 鳥取県告示第616号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年11月20日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和2年8月28日 鳥取県指令第202000134656号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松江市八幡町796-73  
中村 俊

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県原子力防災アプリ基幹部改修業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年9月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社Has-key  
茨城県つくば市天久保三丁目5-3
- 5 契約金額 37,100,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県危機管理局原子力安全対策課  
鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- 1 調達件名及び数量 総合医療情報システム統合ビューア 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年10月16日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社鳥取支店  
鳥取市永楽温泉町271
- 5 契約金額 24,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立厚生病院医療情報管理室  
倉吉市東昭和町150

## 正 誤

令和2年10月6日付鳥取県公報第9240号の鳥取県告示第543号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 下から6

誤 八頭郡八頭町（次の図に示す部分に限る。）

正 八頭郡八頭町稗谷字東岡491、492、字峠509の1、510、514、516の1、516の2、518、520の1、520の3、520の4、520の7、522の1、522の3、522の4、524、525の1、530の1、531、532、532の1、533、534、536、字梅鳴539、540の1から540の3まで、541の1、542の1、543、544の1、545、546の1から546の3まで、547の1、548、549の1、550の1、551の1、553の1、553の2、557、559の1、562、563の1、566、568の1、568の2、569、575の1、575の2、577、578、579の1、580の1、580の2、581の2から581の4まで、585の2、字谷589、590、592、595の1、597の1、598、599、600の1、600の2、602の1、603の1、604の1、605の1、605の3、607の1、607の2、608の1、609の1、610から616まで、617の1、617の2、619の1、619の2、621、623から626まで、628、630、633、636、647、649、字向山722の1、字浄田741、742の1、751の1、752の1、755の1、字峠上765、767、769の1、770、字梅鳴山772、字西谷777、字菅町783、字大平784、785、787、789、793から796まで

頁 3

行 5

誤（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

正（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を